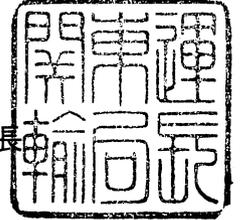




関自保第356号の3
関自旅二第1850号の3
関自監旅第349号の3
平成21年12月17日

社団法人 全国個人タクシー協会 関東支部長 殿

関東運輸局長



旅客自動車運送事業運輸規則第22条第1項及び第2項の規定に
よる指定地域及び乗務距離の最高限度の定めについて

標記について、別添のとおり公示したので了知されるとともに、傘下会員に対し
周知されたい。



公 示

旅客自動車運送事業運輸規則第22条第1項及び第2項の規定による指定地域及び乗務距離の最高限度の定めについて

旅客自動車運送事業運輸規則第22条第1項及び第2項の規定による指定地域及び乗務距離の最高限度を次のとおり定めたので公示する。

なお、「旅客自動車運送事業運輸規則第22条第1項及び第2項の規定による指定地域及び乗務距離の最高限度の定めについて（平成14年1月31日公示）」は廃止する。

平成21年12月17日

関東運輸局長 神谷 俊広

1. 指定地域

- (1) 東京都 特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏、西多摩交通圏
- (2) 神奈川県 京浜交通圏、県央交通圏、湘南交通圏
- (3) 千葉県 京葉交通圏
- (4) 埼玉県 県南西部交通圏（東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、入間郡越生町、比企郡滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町及び秩父郡東秩父村の区域を除く。）

2. 乗務距離の最高限度

1. (1)～(4)の地域は、1乗務（出庫から帰庫までの連続した勤務をいう。）当たりの乗務距離の最高限度を、隔日勤務については365km、日勤勤務については270kmとする。

ただし、高速自動車国道及び自動車専用道路（首都高速道路株式会社の管理する自動車専用道を除く。）を利用した場合には、その距離を控除することとする。

なお、その場合には、高速自動車国道等の路線名、走行した区間、走行距離、走行した時刻、料金を乗務記録に記録すること。

3. 適用の範囲

一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車のうちハイヤー（道路運送法施行規則（昭和26年8月18日運輸省令第75号）第4条第8項第3号に規定するハイヤーを

いう。)を除いたものとする。

附 則

本公示は、平成22年1月1日から適用する。